



# メッセージ共有の解除と注意事項

## ■メッセージ共有の解除について

- 納税者と税理士のメッセージボックスにそれぞれ「共有メッセージ一覧」画面が新設されますので、そこから納税者と税理士いずれからも各メッセージの共有を解除することが可能です。
- 納税者がメッセージボックスから既に共有しているメッセージを削除した場合、当該メッセージは共有解除となり、税理士のメッセージボックスからも閲覧が不可となります。
- 納税者と税理士の委任関係を登録解除した場合、納税者から共有されたメッセージは全て共有解除となり、税理士のメッセージボックスからも閲覧が不可となります。

## ■共有されたメッセージの閲覧時の注意事項

- 共有されたメッセージから税理士が操作を行った場合、税理士ではなく、納税者が行ったものとして取り扱われます。
- 例えば、税理士が共有されたメッセージからダイレクト納付を行った場合は、システム上、納税者本人が行ったものと判定しますので、ご注意ください。